

30 国際第1010号

関税割当公表第EU9号

平成30年度の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく調製食料品（しょ糖の含有量が全重量のうち50%を超えるものに限る。）及びココア粉の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第5条の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日EU協定」という。）に基づく割当ての対象となる調製食料品（しょ糖の含有量が全重量のうち50%を超えるものに限る。）及びココア粉（以下「調製食料品（しょ糖の含有量が全重量のうち50%を超えるものに限る。）及びココア粉」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成30年12月21日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

調製食料品（しょ糖の含有量が全重量のうち50%を超えるものに限る。）及びココア粉（日EU協定附属書2-A 第3編 第B節16に掲げるTRQ-15の調製食料品（しょ糖の含有量が全重量のうち50%を超えるものに限る。）及びココア粉であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1701.13号、第1701.14号の1の（2）、第1806.10号の1、第1901.90号の2の（1）のAの（b）、第2005.

40号の1の(2)、第2005.51号の1の(2)、第2005.99号の1の(1)のB及び第2106.90号の2の(2)のEの(a)のハの(ロ)のⅡに掲げる物品、同号の2の(2)のEの(a)のハの(ロ)のⅢの(Ⅰ)に掲げる物品(小売用の容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。))を除く。)並びに同号の2の(2)のEの(a)のハの(ロ)のⅢの(Ⅱ)に掲げる物品(砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のものに限る。))。)

2 割当数量 17トン

3 通関期限 平成31年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省政策統括官付地域作物課

第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間 (行政機関の休日を除く。)

平成31年1月7日(月)から同年1月10日(木)まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

調製食料品(しよ糖の含有量が全重量のうち50%を超えるものに限る。)

及びココア粉の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実と認められる個人事業者。

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 関税割当申請書類表(別記様式1)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の調製食料品(しよ糖の含有量が全重量のうち50%を超えるものに限る。)及びココア粉の輸入通関実績集計表(別記様式2)

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の調製食料品(しよ糖の含有量が全重量のうち50%を超えるものに限る。)及びココア粉の販売

(使用) 実績・計画書(別記様式3)

- 4 法人の登記事項証明書(個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。))

なお、第2に掲げる担当課への提出に当たっては、上から①1の別記様式1、②関税割当申請書、③2から4までに掲げる添付書類の順に揃えて提出するものとする。

第7 割当基準

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1申請者当たりの申請数量は、第1の2に掲げる割当数量又は日EU協定の発効日から平成31年3月31日までの輸入計画数量のいずれか少ない数量を上限とする。

- 1 申請数量の総計が第1の2に掲げる割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

- 2 申請数量の総計が第1の2に掲げる割当数量を超える場合

各申請者に対して第1の2に掲げる割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じて算出した数量を割り当てる。

なお、1及び2において算出された配分数量が1kgに満たない申請者に対する配分は行わない。

また、配分数量の算出において生じた1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

第8 配分結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

- 1 関税割当証明書は、日EU協定の発効日(行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日)に交付するものとする。

なお、配分結果は、農林水産省ホームページ(以下「当省ウェブサイト」という。)(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4.html>)において平成31年1月30日(水)までに公表するとともに、申請者ごとの配分された数量は、割当期間の開始までに連絡するものとする。

- 2 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林

水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- (1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- (2) 申請者が本公表に違反したとき。
- (3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

第9 公表

次の事項を当省ウェブサイト（4に掲げる事項については、経済産業公報及び通商弘報を含む。）において定期的に公表する。

- 1 配分された数量
- 2 返納された数量
- 3 消化（割当）率（第1の2に掲げる割当数量に対する配分された数量）
- 4 配分を受けた者の氏名又は名称及び住所

第10 報告等

- 1 割当てを受けた者は、各月の輸入の有無に関わらず、毎月15日までに輸入通関及び販売等の実績報告書1通（別記様式4）を、農林水産省政策統括官に提出するものとする。
- 2 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその販売状況等の調査を行うこととする。
- 3 割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第11 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他

の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込むものとし、やむを得ず送付する場合は、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

(別記様式)

農林水産省のホームページに掲載

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4/eu2018/eu2018kohyo.html>)